

## 規程類必須項目確認書

事業名:
団体名:

提出する定款・規程及び準ずる文書類(指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、該当箇所を記載してください。

(注意事項)

- ◎規程類の名称と提出いただく規程類の名称は同一である必要はありません。必須項目と提出する規程類を照らし合わせ、不足がある場合には新たに規程類を作成するか、既存の規程類の改訂を行うなどご対応ください。
- ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
- ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、**ご不明点等はJANPIAへご相談ください。**

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>			
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款		
(2)招集権者			
(3)招集理由			
(4)招集手続			
(5)決議事項			
(6)決議(過半数か3分の2か)			
(7)議事録の作成			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			
<b>● 理事会の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>			
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること			
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>			
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則		
(2)招集権者			
(3)招集理由			
(4)招集手続			
(5)決議事項			
(6)決議（過半数か3分の2か）			
(7)議事録の作成			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>			
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程		
<b>● 監事の監査に関する規程</b>			
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程		
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>			
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		
(2)報酬の支払い方法			
<b>● 倫理に関する規程</b>			
(1)基本的人権の尊重	倫理規程		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)			
(3)私的利益追求の禁止			
(4)利益相反等の防止及び開示			
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること			
(6)情報開示及び説明責任			
(7)個人情報の保護			

<b>● 利益相反防止に関する規程</b>			
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること			
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること			
<b>● コンプライアンスに関する規程</b>			
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること			
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること			
<b>● 内部通報者保護に関する規程</b>			
(1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルpline)規程		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること			
<b>● 組織(事務局)に関する規程</b>			
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程		
(2)職制			
(3)職責			
(4)事務処理(決裁)			
<b>● 職員の給与等に関する規程</b>			
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程		
(2)給与の計算方法・支払方法			
<b>● 文書管理に関する規程</b>			
(1)決裁手続き	文書管理規程		
(2)文書の整理、保管			
(3)保存期間			
<b>● 情報公開に関する規程</b>			
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程		
<b>● リスク管理に関する規程</b>			
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程		
(2)緊急事態の範囲			
(3)緊急事態の対応の方針			
(4)緊急事態対応の手順			
<b>● 経理に関する規程</b>			
(1)区分経理	経理規程		
(2)会計処理の原則			
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別			
(4)勘定科目及び帳簿			
(5)金銭の出納保管			
(6)収支予算			
(7)決算			